

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第十一条の次に次の一条を加える。

（個人の県民税に係る徴収金の払込照合）

第十一条の二 条例第二十八条の規定により、個人の県民税に係る徴収金の払込みを行う市町村は、当該徴収金を払い込む前に、払込書について所管の県税事務所長の照合を経るものとする。

第四十四条の表四の七号を次のように改める。

四の七

削除

第四十四条の表十五号を次のように改める。

十五

削除

第四十四条の表二十三号から二十五号までを次のように改める。

二十三	個人の県民税清算払込明細書（第十一条第二項の明細書）	別記様式第二十三号
二十四	個人の県民税に係る滞納状況報告書（条例第二十七条第四項の報告書）	別記様式第二十四号
二十五	払込書（条例第二十八条の払込書）	別記様式第二十五号

別記様式第四号の七（一）を次のように改め、同様式を別記様式第四号の七とす。

別記様式第四号の七（一） 削除

別記様式第四号の七(二)及び別記様式第四号の七(三)を削る。

別記様式第十五号を次のように改める。

別記様式第十五号 削除

別記様式第二十三号を次のように改める。

別記様式第二十三号

年度（ 年 月分）個人の県民税清算払込明細書										
区 分	2月までの県民税市町村民税の総徴収額 (1)	確定 (3月31日) 按分率 (2)	2月までの県民税払込確定額 (1)×(2) (3)	2月までの県民税払込累計額 (4)	払込 過不足額 (3)-(4) (5)	本月分県民税市町村民税総徴収額 (6)	本月分県民税払込額 (6)×(2) (7)	払込過不足額を清算した払込額 (7)+(5) (8)	県民税 払込累計額 (4)+(8) (9)	備考
税	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)	円		円	円	円	円	円	円	
	滞納繰越分	平成19年度分以降								
		平成18年度分以前								
		小 計								
	額 計									
延滞金	現年課税分(当該年度の収入となるべき額)									
	滞納繰越分	平成19年度分以降								
		平成18年度分以前								
		小 計								
	金 計									
合 計										
個人の県民税払込報告書の清算に係る明細は、上記のとおりです。										

別記様式第二十四号を削る。

別記様式第二十五号中「 θ 」を「 θ 」に改め、同様式を別記様式第二十四号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式第二十五号(一)

(3枚目)

領収済通知書		現			
県税	個人県民税現年課税分				
払込番号	第	号			
(払込者)					
市町村長					
年度	県税	税目	年度	調定事由	納税番号
30	33	35	37	44	46
税	月分額	05	57		
延滞金		06			
合計		11			
上記のとおり領収済につき通知します。 (宛先) 埼玉県 県税事務所出納員 埼玉県指定金融機関					
(県税保管)		領収日付印			

(2枚目)

払込書		現			
県税	個人県民税現年課税分				
払込番号	第	号			
(払込者)					
市町村長					
年度	県税	税目	年度	調定事由	納税番号
税	月分額	百十億千	百十萬千	百十円	
延滞金					
合計					
上記のとおり払い込みます。 埼玉県 県税事務所所管					
(金融機関保管)		領収日付印			

(1枚目)

領収証書		現			
県税	個人県民税現年課税分				
払込番号	第	号			
(払込者)					
市町村長 様					
年度	県税	税目	年度	調定事由	納税番号
税	月分額	百十億千	百十萬千	百十円	
延滞金					
合計					
上記のとおり領収しました。 埼玉県 県税事務所					
(払込者保管)		領収日付印			

別記様式第二十五号(二)

(3枚目)

領収済通知書						滞
県税	個人県民税滞納繰越分					
払込番号	第				号	
(払込者)						
市町村長						
年度	県税	税目	年度	調定事由	納税番号	
30	33	35	37	44	46	
税	月分額	05	57			円
延滞金		06				
合計		11				
上記のとおり領収済につき通知します。 (宛先) 埼玉県 県税事務所出納員 埼玉県指定金融機関						
(県税保管)					領収日付印	

(2枚目)

払込書						滞
県税	個人県民税滞納繰越分					
払込番号	第				号	
(払込者)						
市町村長						
年度	県税	税目	年度	調定事由	納税番号	
税	月分額	百十億千	百十万千	百十	円	
延滞金						
合計						
上記のとおり払い込みます。 埼玉県 県税事務所所管						
(金融機関保管)					領収日付印	

(1枚目)

領収証書						滞
県税	個人県民税滞納繰越分					
払込番号	第				号	
(払込者)						
市町村長						
様						
年度	県税	税目	年度	調定事由	納税番号	
税	月分額	百十億千	百十万千	百十	円	
延滞金						
合計						
上記のとおり領収しました。 埼玉県 県税事務所						
(払込者保管)					領収日付印	

別記様式第七十九号の注釋中6せつとじの5の次に次のように加える。

6 利子等の種別が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 「1 特定公社債以外の公社債の利子」の場合
 - ア 特別徴収義務者の履歴事項全部証明書（写し可）
 - イ 社債発行要項又は取締役会議事録等で、次の4項目が確認できるものの写し
 - (ア) 払込期日又は発行年月日
 - (イ) 利率
 - (ウ) 利息等の支払方法
 - (エ) 元利金の支払場所
 - (2) 「4 勤務先預金等の利子」の場合
 - ア 特別徴収義務者の履歴事項全部証明書（写し可）
 - イ 貯蓄金（社内預金）の管理規程等で、次の4項目が確認できるものの写し
 - (ア) 制度開始日
 - (イ) 利率
 - (ウ) 利払方法
 - (エ) 口座管理及び利払場所
 - ウ 貯蓄金管理に関する協定書の写し（労働基準監督署の受領印があるものに限る。）

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、前分の間、所要の調整をして使用するものとができる。